

鍼灸院の正しいかかり方

組合員証(保険証)が使用できる範囲は限られています！

○組合員証（保険証）が使えます

- ①神経痛 ②リウマチ ③五十肩 ④頸腕症候群
⑤腰痛症 ⑥頸椎捻挫後遺症

原則として、上記6傷病（または同等の傷病）の治療

医師による適当な治療手段がなく（医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等）、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合です。

⇒初回申請時には、医師の同意書（または診断書）を添付してください。

※継続する場合は、3ヶ月ごとに同意が必要です。

×組合員証（保険証）が **使えません！**

⇒全額自己負担での受診となります

- ・原則、上記6傷病以外の傷病（ヘルニア等）
- ・同部位について、医療機関または整骨院で健康保険を利用し、治療されている場合（併給不可）
- ・肩こり、筋肉疲労（日常の疲労、肩こり、腰痛、体調不良や筋肉痛）、疾病予防目的の施術
- ・慰安目的によるあんま（指圧及びマッサージを含む）代替りの利用
- ・外傷性（捻挫・打撲等）の痛み
- ・仕事中や通勤途上におきた負傷 など

鍼灸院で組合員証(保険証)を使用する時の注意事項

1. 医療機関・整骨院等との併用での施術は認められません

はり・きゅうの施術について健康保険の給付を受けることができるのは、医師による適当な治療手段がない場合のみです。

並行して医療機関で同じ傷病(部位)の治療を受けた場合、はり・きゅうの施術は健康保険適用となりません。整骨院等で並行して治療を受けた場合も同様です。

※医師から薬やシップを処方された場合も治療行為となり、はり・きゅうの施術は健康保険扱いとなりませんのでご注意ください。近接部位の治療については、状況に応じて判断し、同一部位と同様に判断された場合は、認められない可能性もあります。

2. 定期的に医師の同意が必要です

鍼灸院での施術において、療養費の対象となるものは、慢性病であって、医師による適当な治療手段のないものとなるため、医師の同意書が必要です。継続して、健康保険の適用を受ける為には、3ヶ月ごとに医師の同意を得ることとなります。

また、同意を受ける際は、病院で検査等により病状の確認を受けたうえで、同意を受けてください。病状の変化や他傷病の発生などが見落とされることもありますので、適切に専門医で病状を検査することを心がけてください。

3. 白紙の療養費支給申請書に署名を行わないでください

白紙の用紙に署名をしたり、印鑑を渡してしまう行為は間違いにつながる恐れがあります。必ず申請内容を確認してから、ご自身で署名(または捺印)をしてください。

4. 領収書は必ず受け取りましょう

領収書の無料発行が義務化されています。

必ず受け取り保管して、毎年6月と12月に共済組合から送付する医療費通知で金額・日数等の確認をお願いします。